

富士市認定地域クラブ活動費補助金交付要領

令和 8 年 6 月 2 2 日制定

(趣旨)

第 1 条 この要領は、認定地域クラブの安定的かつ持続的な運営を図るため、認定地域クラブ活動を行うクラブに対する補助金の交付について、富士市補助金等交付規則（昭和 4 2 年富士市規則第 2 8 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認定地域クラブ 富士市認定地域クラブ活動の認定に関する要領第 4 条の規定に基づき市が認定した地域クラブをいう。
- (2) 生徒 市内に住所を有する学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 1 条の中学校に通学する生徒をいう。
- (3) 参加生徒数 同一年度における各月の認定地域クラブで活動する生徒数の合計を活動月数で除した数をいう。

(補助の対象)

第 3 条 補助金の交付の対象となるものは、参加生徒数が 5 人以上を見込む認定地域クラブとする。

2 前項の規定にかかわらず、他の補助金等の交付を受けている場合は、補助金の交付の対象としない。

3 補助金の交付は、同一の認定地域クラブにつき年度内に 1 回限りとする。

(補助対象経費)

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、休日の認定地域クラブ活動の実施に直接要する経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 指導者等への謝礼（1 人当たり 1 時間につき 1, 6 0 0 円を上限とする。）
- (2) 大会参加及び遠征等に要する経費
- (3) 通信運搬費
- (4) 印刷製本費
- (5) 消耗品及び備品の購入に要する経費
- (6) 会場の使用に要する経費
- (7) 保険の加入に要する経費
- (8) 役務費
- (9) その他市長が特に必要と認める経費

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の合計額に対し、参加費等の収入額（参加生徒から徴収した参加費及び保険料の額。ただし、平日の地域クラブ活動も含めて参加費等を徴取している場合は、休日相当分の参加費とする。）を引いた額とする。ただし、その額が別表に掲げる補助単価を超えるときは、補助単価の額とする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、富士市認定地域クラブ活動費補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 会員名簿（第2号様式）
- (2) 当該年度の活動計画書
- (3) 当該年度の収支予算書（第3号様式）
- (4) 富士市認定地域クラブ活動認定通知書の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付が適当と認めたときは、富士市認定地域クラブ活動費補助金交付決定通知書（第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前条の規定による補助金の交付をしないことを決定したときは、富士市認定地域クラブ活動費補助金不交付決定通知書（第5号様式）により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、富士市認定地域クラブ活動費補助金実績報告書（第6号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 活動報告書
- (2) 収支決算書（第7号様式）
- (3) 補助対象経費の支払を確認できる書類の写し
- (4) 参加費等の収入額がわかる書類の写し
- (5) 事業の実施状況が分かる写真、資料等
- (6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の実績報告書を受理したときは、その内容を審査した上で交付すべき補助金の額を確定し、富士市認定地域クラブ活動補助金確定通知書(第8号様式)により通知するものとする。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年7月1日から施行する。

別表（第5条関係）

補助単価

1 スポーツ活動

区分		補助単価			
		年間平均活動 回数が月4回 程度	年間平均活動 回数が月3回 程度	年間平均活動 回数が月2回 程度	年間平均活動 回数が月1回 程度
(1)	参加生徒数が27人以上で、かつ、指導者を3人以上配置している認定地域クラブ活動	673,000 円	550,000 円	427,000 円	305,000 円
(2)	参加生徒数が13人以上26人以下で、かつ、指導者を2人以上配置している認定地域クラブ活動	576,000 円	475,000 円	373,000 円	272,000 円
(3)	参加生徒数が5人以上12人以下で、かつ、指導者を1人以上配置している認定地域クラブ活動	423,000 円	356,000 円	290,000 円	224,000 円
備考					

- 1 認定地域クラブ活動を実施した月数（以下「事業実施月数」という。）（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。以下同じ。）が12月に満たない場合には、該当する補助単価を12で除した額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）に事業実施月数を乗じて得た額を補助単価とする。
- 2 参加生徒数が27人以上の場合であっても、指導者が2人のときは(2)の補助単価を、指導者が1人のときは(3)の補助単価を適用する。
- 3 参加生徒数が13人以上26人以下の場合であっても、指導者が1人のときは(3)の補助単価を適用する。

2 文化芸術活動

区分		補助単価			
		年間平均活動 回数が月4回 程度	年間平均活動 回数が月3回 程度	年間平均活動 回数が月2回 程度	年間平均活動 回数が月1回 程度
(1)	参加生徒数が27人以上で、かつ、指導者を3人以上配置している認定地域クラブ活動	691,000 円	569,000 円	446,000 円	323,000 円
(2)	参加生徒数が13人以上26人以下で、かつ、指導者を2人以上配置している認定地域クラブ活動	596,000 円	494,000 円	393,000 円	291,000 円
(3)	参加生徒数が5人以上12人以下で、かつ、指導者を1人以上配置している認定地域クラブ活動	443,000 円	377,000 円	311,000 円	245,000 円

備考

- 1 事業実施月数が12月に満たない場合には、該当する補助単価を12で除した額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）に事業実施月数を乗じて得た

額を補助単価とする。

2 参加生徒数が27人以上の場合であっても、指導者が2人のときは(2)の補助単価を、指導者が1人のときは(3)の補助単価を適用する。

3 参加生徒数が13人以上26人以下の場合であっても、指導者が1人のときは(3)の補助単価を適用する。

第1号様式（第6条関係）

富士市認定地域クラブ活動費補助金交付申請書

年 月 日

（宛先） 富士市長

所在地

申請者 団体名

代表者氏名

富士市認定地域クラブ活動費補助金の交付を受けたいので、富士市認定地域クラブ活動費補助金交付要領第6条の規定により次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 補助金交付申請額 円

2 添付書類

- (1) 会員名簿（第2号様式）
- (2) 活動計画書
- (3) 収支予算書（第3号様式）
- (4) 富士市認定地域クラブ活動認定通知書の写し

第 2 号様式（第 6 条関係）

会 員 名 簿

団体名	
活動種目	

番号	氏 名	所属中学校名	学年	活動（見込み） 期間
1		中学校	年	～
2		中学校	年	～
3		中学校	年	～
4		中学校	年	～
5		中学校	年	～
6		中学校	年	～
7		中学校	年	～
8		中学校	年	～
9		中学校	年	～
1 0		中学校	年	～
1 1		中学校	年	～
1 2		中学校	年	～
1 3		中学校	年	～
1 4		中学校	年	～
1 5		中学校	年	～
1 6		中学校	年	～
1 7		中学校	年	～
1 8		中学校	年	～
1 9		中学校	年	～
2 0		中学校	年	～

第3号様式（第6条関係）

収支予算書

1 収入

区分	金額(円)	摘要
参加費		
保険料		
市補助金		
合計		

2 支出

区分	金額(円)	摘要
指導者等への謝礼		
大会参加及び遠征等に要する 経費		
通信運搬費		
印刷製本費		
消耗品及び備品の購入に要す る経費		
会場の使用に要する経費		
保険の加入に要する経費		
役務費		
合計		

（注）必要に応じ金額の内訳がわかる書類を添付すること。

富士市認定地域クラブ活動費補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

富士市長 印

年 月 日付けで申請のあった富士市認定地域クラブ活動費補助金について、次のとおり交付することに決定したので、富士市認定地域クラブ活動費補助金交付要領第 7 条第 1 項の規定により、その旨通知します。

交付決定額	円
交付の条件	

第 5 号様式（第 7 条関係）

富士市認定地域クラブ活動費補助金不交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

富士市長 印

年 月 日付けで申請のあった富士市認定地域クラブ活動費補助金について、次のとおり交付しないことに決定したので、富士市認定地域クラブ活動費補助金交付要領第 7 条第 2 項の規定により、その旨通知します。

交付申請額	円
不交付の理由	

富士市認定地域クラブ活動費補助金実績報告書

年 月 日

（宛先） 富士市長

所在地

報告者 団体名

代表者氏名

富士市認定地域クラブ活動に係る補助事業が完了しましたので、富士市認定地域クラブ活動費補助金交付要領第8条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 補助金交付申請額 円

2 補助金交付決定額 円

2 添付書類

- (1) 活動報告書
- (2) 収支決算書（第7号様式）
- (3) 補助対象経費の支払を確認できる書類の写し
- (4) 参加費等の収入額がわかる書類の写し
- (5) 事業の実施状況が分かる写真、資料等

収支決算書

1 収入

区分	金額(円)	摘要
参加費		
保険料		
市補助金		
合計		

2 支出

区分	金額(円)	摘要
指導者等への謝礼		
大会参加及び遠征等に要する 経費		
通信運搬費		
印刷製本費		
消耗品及び備品の購入に要す る経費		
会場の使用に要する経費		
保険の加入に要する経費		
役務費		
合計		

富士市認定地域クラブ活動費補助金交付確定通知書

第 号
年 月 日

様

富士市長 印

年 月 日付けで実績報告のあった富士市認定地域クラブ活動費補助金については、次のとおり交付することに確定したので、富士市認定地域クラブ活動費補助金交付要領第 9 条の規定により、その旨通知します。

交付確定額	円
-------	---